



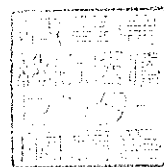
岐阜県知事 古 田 肇 様

県立病院のあり方に関する提言

平成 20 年 1 月

県立病院のあり方を検討する会

岐阜県総合医療センター院長 渡 辺 佐知郎



岐阜県立多治見病院院長 舟 橋 啓 臣



岐阜県立下呂温泉病院院長 山 森 積 雄



— 提 言 —

私ども県総合医療センター、県立多治見病院及び県立下呂温泉病院はこれまで、県民の健康の維持・向上のため、微力ながらも努力を継続してきており、地域になくってはならない病院と考えております。

現在、産科・小児科等の医師不足、手厚い看護体制の導入に起因する看護師不足、診療報酬のマイナス改定等、医療、病院経営を取り巻く状況は一段と厳しさを増しています。

こうした中であって、私ども県立3病院は、これまで健全経営を堅持してきましたが、平成18年度は約19億円の赤字決算となっており、本年度においても、一部の診療科で医師不足が継続して存在するなど、予断を許さない状況にあります。

また、県民の健康への関心は極めて高く、今後、これまで以上に、質の高い医療サービスを求められることが十分に予想されます。

現在、本県の県立病院は地方公営企業法の一部適用（財務規定のみ適用）という経営形態を採用しています。

この経営形態では、地方自治法、地方公務員法等の公務、公務員に固有の法令の適用があって、柔軟な人材確保や独自の給与体系の設定が難しく、社会経済情勢の変化に迅速に対応できない状況となってきています。

そこで、県立3病院の院長・事務局長で構成する「県立病院のあり方を検討する会」を平成19年5月に設置し、経営形態を聖域とせず、これまで6回にわたる議論を行い、併せて、それぞれの病院で意見集約を行ってきました。

その結果、まず、県立病院の役割・責務として、次の点を再確認しました。

- ・ 県または地域の中心的な病院として、主に急性期の医療を担当する。
- ・ 高度で先進的な医療を提供する。
- ・ 政策医療等の公共的役割を継続して担う。
- ・ 地域の医療機関との連携を強化する。
- ・ 災害時の医療体制を強化する。

そして、県立3病院が着実かつ継続的にこの役割・責務を果たしていくためには、次の課題に対応できる経営形態を見出す必要があるとの結論に至りました。

- ・ 自律的、機動的な運営を確保する。
病院を取り巻く状況は日々変化しており、現場に即し、かつ、速やかな意思決定が求められる。
- ・ 透明性の高い運営を確保する。
県民の健康への関心は極めて高く、必要かつ十分な説明責任が求められる。
- ・ 効率的な運営を確保する。
安定した病院経営がなければ、高度な医療サービスを提供することはできない。
- ・ 病院経営への県の支援を確保する。
政策医療、高度医療等の提供は県立病院の役割・責務であり、そのためには、県の一定の支援が不可欠である。

また、県立3病院に勤務している1千6百人を超える職員の雇用を確保するという視点も現実問題として極めて重要であり、その点に考慮し、経営形態を検討する必要があります。

こうしたことから、私どもは、**県立3病院を地方独立行政法人化（以下「法人化」という。）すべきとの結論に達したところ**です。

県立病院が果たすべき機能を発揮するためには、病院に勤務している職員のモチベーションが重要であることから、今後の病院のあり方について、各病院の院長の意見を付した上で、職員の意向を確認するための調査を平成19年11月に行いました。

その結果、県総合医療センターでは、回収率93%、「法人化に賛成」、「条件が満たされれば、法人化に賛成」、「条件が満たされれば、やむを得ない」をあわせたもの（以下「法人化に賛同」という。）が93%となりました。

同じく、県立多治見病院では、回収率95%、法人化に賛同91%、県立下呂温泉病院では、回収率93%、法人化に賛同91%となりました。

この結果から、法人化について、職員の賛同がおおむね得られたものと考えています。

以上のことから、県立3病院について、法人化を目指す必要があると考えておりますので、よろしくご検討のほどをお願いします。

なお、法人化の検討に際しては、下記の事項について、配慮をお願いします。

記

- 1 県立3病院について、より自律性、機動性、柔軟性を高めるため、地方独立行政法人化（非公務員型）を図られたい。
- 2 県立3病院をどのような形で法人化するかについては、県立3病院の意見を十分聴取し、それらを尊重して、決定されたい。
- 3 法人化の時期については、法人化に向け、周到な準備を行った上で、平成22年4月を目処とされたい。
- 4 法人化する場合には、政策医療、高度医療等の県民に必要な医療が継続して提供できるよう、財政面での一定の支援を行うとともに、県立3病院が必要とする人的な支援を行われたい。
- 5 法人化する場合には、職員の身分保障等について、一人ひとりの希望をできる限り尊重し、対応されたい。

< 参 考 >

県立病院のあり方を検討する会設置要綱

(設置)

第1条 医療経営を取り巻く状況の変化を受け、県立病院がその役割を果たすための望ましいあり方を検討するため、県立病院のあり方を検討する会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会で検討する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 県立病院の役割に関する事項
- (2) 県立病院の運営形態に関する事項
- (3) その他検討会で検討することが必要と認められる事項

2 検討会は、前項に関する検討結果について、知事に提言することができる。

(組織)

第3条 検討会は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、県総合医療センター院長をもって充てる。
- 3 副座長は、県立多治見病院長及び県立下呂温泉病院長をもって充てる。
- 4 委員は、県総合医療センター、県立多治見病院及び県立下呂温泉病院の事務局長をもって充てる。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、座長があらかじめ定める順序に従い、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が必要と認めるときに、開催するものとする。

2 座長は、必要があると認めるときに、関係者に対し、検討会の会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、県総合医療センター事務局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月22日から適用する。